

議案第 8 号

沼田市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市福祉医療費支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

沼田市福祉医療費支給に関する条例（昭和49年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「重度心身障害者（児）」の次に「、高齢重度障害者」を加える。

第2条第3項第2号中「（次条第1項第2号に該当する者については、社会保険関係各法の規定に基づき保険者から交付された入院時食事療養に係る標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」という。）を入院の際に提示した場合に限る。）」を削り、同項第3号及び第4号中「また、次条第1項第2号に該当する者については、減額認定証の交付を受けている者が入院の際に当該交付を受けた減額認定証を提示した場合を除き、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額を除く。」を削り、同条第4項中「、同法第88条第1項」を「並びに同法第88条第1項」に改め、「柔道整復師」の次に「並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師」を加え、同条に次の2項を加える。

6 この条例において「減額認定証」とは、社会保険関係各法の規定に基づき保険者から交付を受けた入院時食事療養に係る減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証のことをいう。

7 この条例において「電子資格確認」及び「電子的確認」とは、社会保険関係各法の規定に基づく電子資格確認及び電子的確認のことをいう。

第3条第1項第1号中「第3号から第5号」を「第4号から第6号まで」に改め、同項第2号中「及び第4号」を「から第5号まで」に改め、同号ア中「政令第207号」の次に「。以下「令」という。」を加え、同号エ中「B中」を「B1」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律第50条、第55条又は第55条の2の規定により後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であつて、前号イ、ウ又はエの障害を有する者（次号及び第5号に該当する者を除く。以下「高齢重度障害者」という。）

第3条第2項ただし書中「第5号」を「第4号まで及び第7号」に改め、同項第1号中「者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加え、同項第4号中「群馬

県特定疾患医療給付実施要綱（平成10年3月20日保予第560号）による医療の給付」を「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に規定する特定医療費の支給」に改め、同項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 前項第2号及び第3号に該当する者（以下「重度心身障害者等」という。）のうち、前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が令第7条に規定する額を超える者

(6) 重度心身障害者等の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者等」という。）の前年の所得が令第2条第2項に規定する額以上であるときの当該重度心身障害者等（当該扶養義務者等は、当該重度心身障害者等と同一の世帯に属する者に限る。）

第3条に次の3項を加える。

3 前項第5号に規定する所得の範囲については、令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法については、令第12条第4項において読み替えて準用する令第5条の規定（総所得金額に係る部分を除く。）の例による。

4 第2項第6号に規定する所得の範囲については、令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法については、令第5条の規定の例による。

5 第1項の規定にかかわらず、同項第2号又は第3号に該当する受給資格者が、入院の際に減額認定証を提示しなかったとき（入院の際に食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることの電子的確認を受けることができた場合を除く。）は、次の各号に掲げる金額は支給しない。

(1) 入院時食事療養に係る食事療養標準負担額

(2) 保険外併用療養費及び療養費の支給に当たり算定される費用の額のうち入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額

第4条第3項中「被保険者証、組合員証、加入者証又は健康手帳とともに、受給資格者証（以下「被保険者証等」という。）を提示しなければならない」を「電子資格確認又は被保険者証等の提示により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給資格者証を提示しなければならない（第3条第1項第2号又は第3号に該当する支給対象者が、同条第5項第1号及び第2号の金額について福祉医療費の支給を受けようとする場合には、共に減額認定証を提示しなければならない（入院の際に食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることの電子的確認を受けることができた場合を除く。）。）」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項第5号及び第6号、第3項並びに第4項の改正規定は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沼田市福祉医療費支給に関する条例第3条第2項から第4項までの規定は、この条例の施行の日以後に医療を受けたものについて適用し、同日前において行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

